

平成20年12月25日

各 位

千葉市財政局財政部契約課

工場製作期間の監理技術者等の配置及び専任期間の取扱いについて

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事について、監理技術者等（監理技術者及び主任技術者）の配置及び専任期間等の取扱いを変更しますので、お知らせします。

（1）対象工事

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事で契約課HP発注状況、公告、設計図書等で事前に工場製作期間について明記のあるもの。

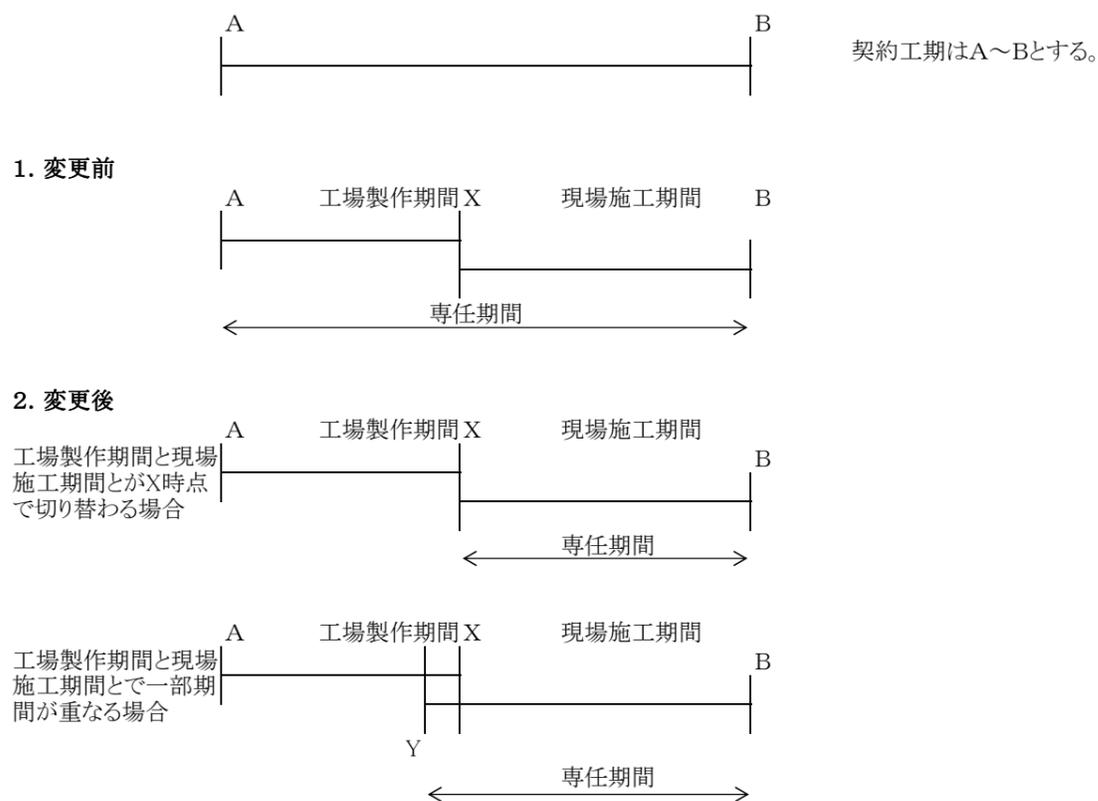
（2）実施時期

- ・一般競争入札は、平成21年1月5日以降に入札公告する工事
- ・指名競争入札は、平成21年1月5日以降に指名する工事

（3）監理技術者等の配置及び専任期間等の取扱い

上記対象工事について、工場製作のみが行われる期間においては、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能であり、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる場合は監理技術者等の専任配置を要しないものとします。

工場製作期間のある工事における監理技術者等の専任期間について



※今回の監理技術者等の配置及び専任期間の取扱いの変更に伴い、監理技術者等の専任が必要な期間が現場施工期間のみになります。

○契約から工事完成までの提出書類等の流れ

1. 契約時(上図ではA点) ----- 監理技術者等選任届(工場製作用)を契約課に提出
2. 担当課との打ち合わせ後、工場製作期間が決定したとき --- 工事担当課に工場製作期間通知書を提出
3. 工場製作中に、工場製作期間の変更があった場合 ----- 工事担当課に工場製作期間変更通知書を提出
4. 工場製作が終了し、現場施工に切り替わるとき ----- 契約課に監理技術者(主任技術者)選任届及び変更通知書を提出

